

伊予市地域包括支援センターだより

いきいき通信

NO. 7

最近、家庭や施設で、高齢者に虐待が行われていたというニュースを耳にすることが多くなりました。

少子高齢化社会の到来に伴い、個人や家族での介護が困難になってきています。そのような状況の中、高齢者の介護そして虐待が大きな社会問題となっています。

高齢者の尊厳と、権利を脅かす虐待問題について、関係者だけでなく皆さんで考えて、解決していきましよう。

高齢者虐待とは

虐待というと、暴力的な行為がまず思い浮かびますが、虐待に当たる行為はそれだけではなくあります。高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を大きく5つに区分しています(下表)。最近では、「心理的虐待」や「介護等の放棄」などが増加傾向にあります。

厚生労働省が行った「家庭内における高齢者虐待に関する調査」によると、虐待を受けている高齢者の平均年齢は約81歳で、男性約24%に比べて女性(約

76%)の被害者が多いことが特徴です。内容については、「心理的虐待」が最も多

く、次いで「介護等の放棄」、「身体的虐待」となっています。また、虐待を受けている高齢者の9割以上が要介護認定を受けている方で、特に重度の方の割合が高く、さらに認知症の症状のある方の割合も高くなっています。このことから、介護する側の心身の疲労も虐待の大きな要因の一つであることがうかがえます。

さらに、虐待をする側、受ける側、どちらもが虐待を自覚していないケースも多く、問題が複雑になっています。適切な介護方法が分からず、不適切な対応をしてしまったり、介護に熱心になるあまり、いつのまにか介護する側のペースになり、介護される高齢者を傷つけてしまったり、知らず知らずのうちに虐待している場合もあるのです。

高齢者本人の立場に立ってどう感じるか、その人の権利を奪っていないかということを考えてみましょう。

区分	内容	事例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えること。	・たたく、殴る、蹴る ・ベッドに縛り付ける
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言や拒絶的な対応、そのほか高齢者に心理的外傷を与える言動を行うこと。	・怒鳴る、ののしる ・排泄の失敗をあざ笑う
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分したり、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・年金、預貯金を本人の意思、利益に反して使用する
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせたりすること。	・排泄の失敗に対して、懲罰的に裸にして放置する ・わいせつな行為をする、させる
介護等の放棄(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、そのほか高齢者の養護を著しく怠ること。	・空腹状態、脱水状態、栄養失調状態にさせる ・劣悪な住環境の中に放置し、生活させる

サインを見逃さないで

高齢者虐待が深刻な状態に至るまでには、体に不自然なあざがあったり、明らかに不衛生であったり、怒鳴り声や悲鳴が聞こえたりと何らかのサインを周囲に発しているはずですよ。

もちろんそれだけで虐待だとは断定

できませんが、サインを見逃すことによって深刻な状況に至る危険性もありますので、何らかのサインに気付いたときは、関係機関等へ連絡してください。

虐待が起きない地域づくりを

高齢者虐待は、当事者だけではなかなか解決できません。虐待を未然に防ぐには、近所の方や、同じ地域に住んでいる方が優しく見守り、声を掛けるなどして地域から孤立させないことが肝心です。日ごろからあいさつを交わすなど、できることから始めましょう。

また、介護等の問題を家族だけで抱えてはいませんか。無理をせず、関係機関等に相談したり、公的・社会的サービスを利用したりしましょう。

地域・関係機関が連携し、虐待のない伊予市をつくっていきましょう。

《介護保険・高齢者総合相談窓口》

- 長寿介護課 ☎982-1111(代)
- 中山地域事務所総合窓口課 ☎967-1111(代)
- 双海地域事務所総合窓口課 ☎986-1111(代)
- 在宅介護支援センター(伊予市社会福祉協議会) ☎983-6224、伊予あ いじゅ ☎982-6668、森の園 ☎982-17474、なかやま幸梅園 ☎967-0300、双海夕なぎ荘 ☎986-0131

伊予市地域包括支援センター

(伊予市役所1階長寿介護課内)
☎982-1111(内線54455)